

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「豊かな自然を生かした河北の賑わいづくり」計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

石川県及びかほく市、津幡町、内灘町

3 地域再生計画の区域

石川県かほく市及び石川県河北郡津幡町並びに内灘町の全域

4 地域再生計画の目標

4－1 地域の現況

本計画区域は、石川県のほぼ中央に位置し、県都金沢市に隣接する3つの市町から構成され、海岸、河川と河岸段丘並びに市街地を取り巻く里山丘陵地で形成する、豊かな自然に恵まれた地域である。また、本地域は南北を走るのと里山海道や国道159号、東西を走る国道8号といった幹線を基軸として能登地方や富山県といった地域間の結びつきも強い地域である。

本計画区域の観光入り込み客数は平成27年3月の新幹線開業効果によって平成26年の1,766千人から平成27年には1,861千人と増加した一方、平成28年には1,810千人、平成29年には1,753千人と減少している。

県内外の地域を結ぶ幹線道路が整備されており、他地域からのアクセス性の良さから観光や産業の重要性が増しており、平成27年度に策定したかほく市創生総合戦略推進計画、津幡町まち・ひと・しごと創生総合戦略、内灘町まち・ひと・しごと創生総合戦略において3市町それぞれが基本目標の一つに位置づけるなど、計画区域全体として特に重視している目標となっている。

4－2 地域の課題

本計画区域では、中山間地において「まこもたけ」や「しいたけ」などの地域特産品の生産量拡大を推し進めているが、生産拠点が幹線道路から離れており、加工・販売拠点までは市街地の狭隘区間や見通しの悪い区間を通過する必要があるため、物流の向上と産業の振興が課題となっている。

さらに本地域は豊かな自然を生かした石川県森林公園や高地谷林道さくらの道等、多くの観光資源を有しているが、幹線道路からのアクセス道や地域の交通網の整備が遅れていることから、観光入り込み客数が1,766千人（H26）から1,753千人（H29）と減少傾向にあり、個々の観光地の結びつきを強化する交通網の整備も課題となっている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金により町道と林道を一体的に整備することで、社会基盤の整備や産業振興を図り、地域の交通ネットワークの強化を図る。

またさらなる交流人口の拡大を目的として「西田幾多郎記念哲学館のライトアップ事業」や「ミルク王国ウチナダプロジェクト」、林業振興に資する「森林セラピー事業」等のソフト事業に取り組むことにより地域経済のさらなる活性化を目指すものである。

- (目標 1) 流通量の拡大（加工品作成取組み団体の増）
10 団体（平成 30 年度）→17 団体（令和 8 年度）
- (目標 2) 林業の振興と森林整備の促進（森林整備面積の増）
65 ha（令和元年度）→80 ha（令和 8 年度）
- (目標 3) 観光交流の活性化（年間観光入込客の増加）
173 万人（平成 30 年度）→209 万人（令和 8 年度）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本計画区域は、地域間をつなぐ幹線道路が整備されておりアクセス性は良好である。しかし、市街地から離れた中山間地では市町道、林道整備が遅れており、市街地でも人家が連坦し狭隘で見通しの悪い箇所が多いことから地域内の交通ネットワークを形成する道路が脆弱である。

このため農産物、林産物を生産拠点から、加工・販売拠点へ輸送する際に、狭隘区間を徐行、迂回するなど、まこもだけ等の特産品販売や間伐材の利用等、林業振興にあたっては効率が悪い。

また、豊かな自然を生かした「石川県森林公園」や「高地谷林道さくらの道」などの観光地は交通の便が悪く自家用車での利用を主としているが、幹線道路と距離があり、アクセス性が悪いことに加え、冬季には積雪により一層、観光周遊性の低下が見込まれる。

そこで、地方創生道整備推進交付金により、市町道 49 路線の整備及び林道 9 路線の整備、保全を実施することによって、市街地と中山間地の交流と連携の促進といった地域間の交通ネットワーク強化を図る。「林道小屋谷線」「林道高津線」の保全や林産物の輸送経路である「町道庄 35 号線」の現道を拡幅することにより効率的な道路網を形成するとともに、「町道準幹 4 号線」の消雪整備により、冬季の安全な交通網の確保を図る。これにより物や人の流れが活発になり、森林施業における効率化により生産コストを抑え、林業・木材産業の生産活動が向上することで、林業の振興が図られる。加えて地域の豊富な観光資源がネットワーク化されることで観光客数の増加・滞在時間の延長を図ることで地域住民との交流も促進される。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市町道 道路法に規定する市町道に認定済み。()内は認定年月日。

①市道高松23号線	(昭和58年 3月31日)
②市道高松34号線	(昭和58年 3月31日)
③市道高松4号線	(昭和62年 3月30日)
④市道二ツ屋1号線	(昭和61年 3月31日)
⑤市道高松100号線	(昭和58年 3月31日)
⑥市道高松129号線	(昭和58年 3月31日)
⑦市道高松2号線	(昭和61年 3月31日)
⑧市道高松95号線	(平成24年 3月31日)
⑨市道内高松4号線	(平成24年 3月31日)
⑩市道長柄町8号線	(昭和58年 3月31日)
⑪市道夏栗2号線	(昭和58年 3月31日)
⑫市道浜北25号線	(平成 元年 3月22日)
⑬市道秋浜17号線	(平成 7年 3月22日)
⑭市道外日角51号線	(平成 7年 3月22日)
⑮市道外日角50号線	(平成 7年 3月22日)
⑯市道外日角1号線	(平成 9年 3月21日)
⑰市道白尾71号線	(昭和56年 3月23日)
⑱市道白尾62号線	(昭和56年 3月23日)
⑲市道狩鹿野笠島1号線	(昭和48年 9月25日)
⑳市道森1号線	(昭和30年 3月30日)
㉑市道白尾53号線	(昭和56年 3月23日)
㉒市道内日角4号線	(昭和63年 3月24日)
㉓市道大崎1号線	(昭和63年 3月24日)
㉔市道大崎4号線	(昭和63年 3月24日)
㉕市道高松1号線	(平成24年 3月31日)
㉖市道内高松1号線	(平成24年 3月31日)
㉗市道遠塚8号線	(平成 8年 3月14日)
㉘市道白尾17号線	(平成13年 3月21日)
㉙市道宇野気3号線	(昭和30年 3月30日)
㊱市道松浜28号線	(平成14年 3月15日)
㊲市道宇野気1号線	(昭和63年 3月24日)
㊳市道笠島3号線	(平成24年 3月31日)
㊴町道御門7号線	(平成28年 9月12日)
㊵町道浅谷2号線	(昭和54年 9月25日)

- ③⑤町道庄 3 5 号線 (昭和 5 4 年 9 月 2 5 日)
- ③⑥津幡駅前線 (昭和 5 9 年 6 月 7 日)
- ③⑦町道浅田 3 号線 (昭和 5 5 年 3 月 2 1 日)
- ③⑧町道太田 2 号線 (平成 2 年 1 2 月 1 7 日)
- ③⑨町道川尻 7 号線 (昭和 5 4 年 9 月 2 5 日)
- ④⑩町道竹橋大坪線 (昭和 6 2 年 9 月 2 1 日)
- ④⑪町道幹 3 号向栗崎線 (昭和 5 8 年 4 月 1 日)
- ④⑫町道幹 1 0 号向栗崎線 (昭和 5 9 年 7 月 1 日)
- ④⑬町道準幹 1 号線 (平成 1 3 年 9 月 2 6 日)
- ④⑭町道準幹 4 号線 (平成 1 1 年 3 月 2 5 日)
- ④⑮町道宮坂 1 7 号線 (昭和 5 8 年 4 月 1 日)
- ④⑯町道幹 1 4 号権現森線 (平成 1 2 年 6 月 9 日)
- ④⑰町道南中条 1 2 号線 (平成 1 7 年 9 月 1 2 日)
- ④⑱町道幹 1 号向栗崎・大根布線 (平成 1 3 年 9 月 2 6 日)
- ④⑲町道幹 8 号宮坂・西荒屋線 (昭和 5 8 年 4 月 1 日)

・ 林道

- 林道小屋谷線 森林法に基づく地域森林計画書（能登森林計画区）
（令和元年 1 2 月樹立）に路線を記載
- 林道高津線 森林法に基づく地域森林計画書（能登森林計画区）
（令和元年 1 2 月樹立）に路線を記載
- 林道尾山線 森林法に基づく地域森林計画書（能登森林計画区）
（令和元年 1 2 月樹立）に路線を記載
- 林道高地谷線外 3 路線（林道火の谷線、林道一の又線、林道大谷線）
個別施設計画に基づき長寿命化対策を実施すると
ともに、森林環境保全整備事業実施要領に基づき
点検診断を実施。
- 林道御門線外 1 路線（林道大平線）
個別施設計画に基づき長寿命化対策を実施すると
ともに、森林環境保全整備事業実施要領に基づき
点検診断を実施。

[施設の種類]

[事業主体]

- ・ 市町道 かほく市、河北郡津幡町、河北郡内灘町
- ・ 林 道 石川県、かほく市、河北郡津幡町

[事業区域]

- ・ かほく市、河北郡津幡町、河北郡内灘町

[事業期間]

- ・ 市町道 令和 2 年度～令和 8 年度
- ・ 林 道 令和 2 年度～令和 8 年度

[整備量及び事業費]

- ・市町道 19.99km、林道0.3km
林道の保全対策 6路線（橋梁12箇所、トンネル1箇所）
林道の改良 3路線（のり面保全600m、橋梁補修1箇所）
- ・総事業費 3,481,900千円（うち交付金 1,733,750千円）
市町道 3,311,600千円（うち交付金 1,655,800千円）
林道 170,300千円（うち交付金 77,950千円）
うち林道の保全対策27,800千円（うち交付金13,900千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]（各1つ提示）

（令和/年度）	基準年 （R1）	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
指標1 観光交流の活性化 道の駅高松の入り込み客数	400 千人	410 千人	420 千人	430 千人	440 千人	440 千人	440 千人	450 千人
指標2 交通アクセスの改善 金沢市街地～白帆台IC	15分	15分	12分	12分	12分	12分	12分	12分
指標3 特産品輸送アクセス改善 生産拠点（しいたけ）～販売拠点（JA）	25分	25分	25分	24分	24分	24分	24分	23分

毎年度終了後に各計画主体の職員が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

（政策間連携）

市町道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、観光地の連携や林業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

石川県、各市町で作成する国土強靱化計画に明記された事業は下記の路線である。

- ・市道高松23号線
- ・市道高松34号線
- ・市道高松4号線
- ・市道二ツ屋1号線
- ・市道高松100号線
- ・市道高松129号線
- ・市道高松2号線
- ・市道高松95号線
- ・市道内高松4号線

- ・市道長柄町 8 号線
- ・市道夏栗 2 号線
- ・市道浜北 2 5 号線
- ・市道秋浜 1 7 号線
- ・市道外日角 5 1 号線
- ・市道外日角 5 0 号線
- ・市道外日角 1 号線
- ・市道白尾 7 1 号線
- ・市道白尾 6 2 号線
- ・市道狩鹿野笠島 1 号線
- ・市道森 1 号線
- ・市道白尾 5 3 号線
- ・市道内日角 4 号線
- ・市道大崎 1 号線
- ・市道大崎 4 号線
- ・市道高松 1 号線
- ・市道内高松 1 号線
- ・市道遠塚 8 号線
- ・市道白尾 1 7 号線
- ・市道宇野気 3 号線
- ・市道松浜 2 8 号線
- ・市道宇野気 1 号線
- ・市道笠島 3 号線
- ・町道庄 3 5 号線
- ・町道津幡駅前線
- ・町道浅田 3 号線
- ・町道太田 2 号線
- ・町道川尻 7 号線
- ・町道竹橋大坪線
- ・林道尾山線
- ・町道南中条 1 2 号線
- ・町道幹 1 号向栗崎・大根布線
- ・町道幹 8 号宮坂・西荒屋線

(その他の理由)

該当なし。

5－3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「豊かな自然を生かした河北の賑わいづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 西田幾多郎記念哲学館ライトアップ事業

内 容 哲学館及び哲学の杜を幻想的にライトアップし、夜のシンボルの存在として、道の駅高松における日本海の夕日散策と連携した周遊型観光の誘客促進により、周辺の観光施設のPRと合わせて交流人口の拡大を図る（かほく市単独事業）。

実施主体 かほく市

実施期間 平成29年度～

(2) かほく市特産品ブランド発信事業

内 容 市内の農林水産物、同加工品、工業製品をかほく市特産品ブランドとして認証し情報発信することにより、生産・販売を促進し、加工品作成取り組み団体の増加を図り、6次産業の創業・就業による農山漁村の活性化を図る（かほく市単独事業）。

実施主体 かほく市

実施期間 平成30年度～

(3) 森林セラピー事業

内 容 「森林セラピー基地」に認定されている石川県森林公園において、癒し効果が科学的に検証された森林浴効果の体験プログラムを推進する事業であり、森林の散策やリラクゼーションプログラムを通じて、心と身体健康維持・増進、病気の予防を目指す（津幡町独自事業）。

実施主体 津幡町

実施期間 平成26年度～

(4) ミルク王国ウチナダプロジェクト

内 容 県内の生乳生産量の約半分を占める農事組合法人河北潟酪農組合の生乳を活用した各店舗のオリジナル商品の開発及び事業展開することにより参加企業の収益拡大とともに、中長期的に河北潟全体のブランド化を図ることで、地域経済の活性化を目指す（全国商工会連合会支援事業）。

実施主体 内灘町

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

6 計画期間

令和2年度～令和8年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に計画主体が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、7-2に示す収集方法を用い、中間評価、事後評価の際には、各市町担当課の調査を集計すること等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 (中間年度)	令和8年度 (最終目標)
目標1 加工品作成取組み 団体の増	R2 10 団体	R4 12 団体	R8 17 団体
目標2 森林整備面積の増	R2 65ha	R4 74ha	R8 80ha
目標3 観光入込客数の増加	R2 173 万人	R5 191 万人	R8 209 万人

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
加工品作成取組み 団体の増	各市町担当課の調査より
森林整備面積の増	石川県森林管理課の調査より
観光入込客数の増加	各市町担当課の調査より

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（石川県、かほく市、津幡町、内灘町のホームページ）を利用することにより公表する。